

○運転免許試験事務その他運転免許証に係る事務の取扱要領の制定について（通達）

平成9年3月19日

福岡県警察本部内訓第6号

本部長

この度、運転免許試験事務その他運転免許証に係る事務の取扱要領を次のとおり制定し、4月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、「運転免許事務取扱要領の制定について」（昭和51年福警免内訓第1号）及び「再試験及び初心運転者講習に関する事務処理要領の制定について」（平成2年福岡県警察本部内訓第23号）は、廃止する。

記

目次

第1 総則

第2 安全運転相談

第3 免許試験及び技能検査

第4 再試験

第5 限定解除審査等

第6 申請による免許の条件の付与等

第7 免許証の更新

第8 免許証及び仮免許証の再交付

第9 免許証及び仮免許証の記載事項変更

第10 国外運転免許証

第11 免許基本データの登録

第12 免許証及び仮免許証の条件記載等

第13 免許証及び仮免許証の保管等

第14 交通事故等による死亡者に係る免許証の更新連絡書等の発送停止

第15 初心運転者講習の通知

第16 若年運転者講習の通知等

第17 臨時適性検査対象者に係る事案

第18 福岡県公安委員会の公印の保管

第19 関係書類の保存期間

第1 総則

1 趣旨

この内訓は、福岡県公安委員会が行う運転免許試験事務その他運転免許証に係る事務の取扱要領について必要な事項を定めるものとする。

2 準拠

運転免許試験事務その他運転免許証に係る事務の取扱いについては、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）、福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号。以下「細則」という。）その他別に定めがあるもののほか、この内訓の定めるところによる。

3 用語の定義

この内訓において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

- (1) 安全運転相談 病気、身体の障がい等を有する者の免許の取得、高齢者その他の者で免許を保有する者の運転の継続、運転免許証の返納等に関し、免許を取得しようとする者及び免許を保有する者並びにその家族等の関係者（以下「相談者」という。）からの相談をいう。
- (2) 試験場 福岡自動車運転免許試験場、北九州自動車運転免許試験場、筑豊自動車運転免許試験場及び筑後自動車運転免許試験場をいう。
- (3) 個別聴取 一定の病気等の疑いがある者又は身体の障がいがある者に対し、病気の症状又は身体の障がいが生じていることについて個別に聴取することをいう。
- (4) 一定の病気等 法第90条第1項第1号から第2号まで又は法第103条第1項第1号、第1号の2若しくは第3号に規定する病気等をいう。
- (5) 臨時適性検査対象者 一定の病気等に該当する疑いのある者をいう。
- (6) 技能検査 法第89条第3項に規定する検査をいう。
- (7) 申請用写真 規則第17条第2項第10号に規定する写真をいう。
- (8) 再試験 法第100条の2第1項に規定する再試験をいう。
- (9) 遠隔地警察署 糸島警察署、宗像警察署、朝倉警察署、行橋警察署、豊前警察署、小郡警察署、うきは警察署及び八女警察署（黒木交番での取扱いに限る。）をいう。
- (10) 渡辺通優良運転者免許更新センター 福岡自動車運転免許試験場更新センターをいう。
- (11) 黒崎優良運転者免許更新センター 北九州自動車運転免許試験場更新センターをいう。

- (12) ゴールド免許センター 渡辺通優良運転者免許更新センター及び黒崎優良運転者免許更新センターをいう。
- (13) 臨時適性検査 法第102条第1項から第5項までに規定する適性検査をいう。
- (14) 基準該当等診断書提出命令 法第102条第1項から第4項までに規定する診断書を提出すべき旨の命令をいう。
- (15) 専門医 法第90条第1項第1号から第2号まで又は法第103条第1項第1号から第3号までの規定による処分の要件に関し、専門的な知識を有すると福岡県公安委員会が認めた医師をいう。
- (16) 暫定停止 法第104条の2の3第1項に規定する臨時適性検査の実施又は基準該当等診断書提出命令に伴う免許の効力の停止をいう。
- (17) 適性検査受検命令 法第90条第8項及び第103条第6項に規定する適性検査を受けるべき旨の命令をいう。
- (18) 診断書提出命令 法第90条第8項及び第103条第6項に規定する診断書を提出すべき旨の命令をいう。

第2 安全運転相談

1 相談の受理

- (1) 安全運転相談は、交通部運転免許試験課（以下「運転免許試験課」という。）において受理するものとし、当該安全運転相談を受理した場合は、別に定める方法により内容を記録するものとする。
- (2) 運転免許試験課の長（以下「運転免許試験課長」という。）は、安全運転相談を受理した場合は、相談者に対し個別聴取を行い、又は必要な措置をとるものとする。この場合において、当該相談者が免許を保有する者であって、一定の病気等に該当するかどうかを調査するために必要があるものであると認めるときは、当該者に対し報告書（規則別記様式第18の5）の提出を求めるものとする。

2 安全運転相談終了書の交付

運転免許試験課長は、1の規定により安全運転相談を受理した場合において、当該相談者（免許を取得しようとする者及び免許を保有する者に限る。以下この2において同じ。）が免許の取得又は継続が可能であると認めるときは、当該相談者に対し安全運転相談終了書（様式第1号）を交付するものとする。

3 安全運転相談終了書交付簿の作成

2の規定により安全運転相談終了書を交付した場合は、安全運転相談終了書交付簿（様式

第1号の2)を作成するものとする。

第3 免許試験及び技能検査

1 実施日

運転免許試験（以下「免許試験」という。）及び技能検査の実施日は、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日とする。ただし、技能試験（自動車の運転に必要な技能についての免許試験をいう。以下同じ。）を伴う大型第二種免許試験、技能試験を伴う中型第二種免許試験及び技能試験を伴う普通第二種免許試験については、火曜日を除く。

2 受理

(1) 受理時間

免許試験及び技能検査の申請は、別表第1に掲げる申請者の区分に従い、同表に掲げる免許申請書類を提出させ、免許試験及び技能検査の実施日の午前8時30分から午前9時までの間に受理するものとする。ただし、免許試験の申請者のうち、学科試験（自動車等（自動車及び一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運転に必要な知識についての免許試験をいう。以下同じ。）及び技能試験が免除されるものは、同日の午後1時から午後1時30分までの間に受理するものとする。

(2) 受験（検）者名簿の作成

免許試験又は技能検査の申請を受理したときは、申請に係る免許の種類ごとに受験（検）者名簿（様式第6号）を作成するものとする。

(3) 特定失効者等受講名簿の作成

免許試験の申請者のうち、法第108条の2第1項第11号に規定する特定失効者又は特定取消処分者に対する講習を受けようとする者については、受験（検）者名簿のほか、特定失効者等受講名簿（様式第6号の2）を作成するものとする。

3 免許試験及び技能検査の実施

(1) 学科試験問題の作成及び保管

ア 学科試験問題の作成

運転免許試験課長は、必要の都度、学科試験問題を作成するものとする。

イ 学科試験問題の保管

学科試験問題の保管責任者は、運転免許試験課の課長補佐（試験管理担当）及び試験場長とし、その保管については、所定の保管庫に収納の上施錠するものとする。

(2) 適性試験の特例

身体障がいのある者に対する適性試験（自動車等の運転に必要な適性についての免許試験をいう。以下同じ。）（視力の科目を除く。）は、技能試験官（技能試験官の指定等に関する規程（昭和40年福岡県公安委員会規程第7号）第2条の規定により指定された技能試験官をいう。以下同じ。）その他運転免許試験課長が指定する者（以下「技能試験官等」という。）が従事するものとする。この場合において、技能試験官等は、別に定める方法により適性試験の結果を記録するものとする。

（3） 運転免許申請書への記入

適性試験の実施者は、運転免許申請書（規則別記様式第12）に適性試験の結果を記入し、実施者欄に記名又は押印をするものとする。

（4） 免許の条件の付与

法第91条の規定による免許に必要な条件の付与は、免許の条件付与基準表（別表第2）によるものとする。この場合において、技能試験官は、身体障がいのある者に対し、運転できる自動車等の種類を限定し、その他自動車等を運転するについて必要な条件（視力に係るものを除く。）を付与したときは、免許条件（付与・変更・解除）報告書（様式第8号）を作成するものとする。

（5） 一定の病気等の症状等の確認

運転免許試験課長は、免許試験の申請者が質問票（規則別記様式第12の2）の1から5までの項目のいずれかに「はい」と回答した場合は、個別聴取を行うものとする。

（6） 可否の決定及び必要な技能の有無の認定

ア 免許試験の可否は、規則第23条、規則第24条第5項及び規則第25条に規定する合格基準に基づき、決定するものとする。

イ 技能検査における自動車の運転についての必要な技能の有無の認定は、規則第24条第5項に規定する技能試験の合格基準を準用するものとする。

（7） 受験（検）者名簿への記入

免許試験及び技能検査の結果は、受験（検）者名簿に記入するものとする。

（8） 結果の発表

免許試験及び技能検査の結果は、口頭又は電光発表板により行うものとする。

4 合格者等に対する措置

（1） 免許試験又は技能検査の合格者に対する措置

ア 免許試験（仮免許の免許試験を除く。ウ及びエにおいて同じ。）の合格者については第一種免許及び第二種免許に係る運転免許証（以下「免許証」という。）及び免許証交

付簿（様式第 9 号）を、仮免許の免許試験の合格者については仮免許に係る運転免許証（以下「仮免許証」という。）及び仮免許証交付簿（様式第 10 号）を作成するものとする。

イ 技能検査の合格者（技能検査において自動車の運転について必要な技能を有すると認める者をいう。8 において同じ。）については、検査合格証明書（規則別記様式第 13 の 2）を交付するとともに、検査合格証明書交付簿（様式第 10 号の 2）を作成するものとする。

ウ 免許試験の合格者が、免許の拒否処分を受け、当該拒否処分が学科試験又は技能試験に合格した日から起算して、6 か月以内に終了する場合は、試験の一部免除通知書（様式第 11 号）を作成し、当該合格者に交付するものとする。

エ 免許試験の合格者が、法第 90 条の 2 第 1 項各号に規定する講習を受ける前に県外に住所地を変更する旨の申出をした場合は、運転免許試験成績証明書（規則別記様式第 17 の 2。以下「成績証明書」という。）を交付するものとする。

オ エの場合において、成績証明書の交付は、運転免許試験成績証明書交付簿（様式第 13 号）に必要事項を記入し、署名又は記名をさせるなどその事跡を明らかにしておくものとする。

（2） 免許試験又は技能検査の不合格者に対する措置

免許試験又は技能検査の不合格者については、免許申請書類（運転免許申請書及び技能検査申請書を除く。）を返還するものとする。

（3） 免許試験の一部合格者に対する措置

ア 免許試験の不合格者のうち学科試験の合格者については、学科試験の合格を証明するものとして一部合格証明書（県内で将来免許試験を受ける者に対し発行する証明書で、当該不合格者が提出した運転免許申請書に福岡県公安委員会運営規則（昭和 29 年福岡県公安委員会規則第 16 号）別表に規定する福岡県公安委員会の公印（以下単に「福岡県公安委員会の公印」という。）を押印したものをいう。以下同じ。）を交付するものとする。ただし、県外において免許試験を受ける旨の申出をした者については、成績証明書を交付するものとする。

イ アの場合において、一部合格証明書の交付は、一部合格証明書交付簿（様式第 12 号）に必要事項を記入し、当該証明書と契印をするとともに、当該合格者から申請用写真 1 枚を提出させ、同交付簿に貼付して行うものとする。

ウ アの場合において、成績証明書の交付は、運転免許試験成績証明書交付簿に必要事項

を記入し、署名又は記名をさせるなどその事跡を明らかにしておくものとする。この場合において、当該申出者が一部合格証明書を有しているときは、当該証明書を返納させるものとする。

5 不正受験者発見の通知等

(1) 不正受験者発見の通知

ア 運転免許試験課長は、不正の手段によって免許試験を受け、又は受けようとした者を発見したときは、その者の免許試験を直ちに停止するとともに、運転免許試験不正受験者発見通知書（様式第14号）に発見報告書その他関係書類等を添えて、交通部運転免許管理課長（以下「運転免許管理課長」という。）に速やかに通知するものとする。

イ 所属長は、通常の業務を通じ、免許試験の合格者が不正の手段によって免許試験を受けたものであることが判明したときは、運転免許試験不正受験者発見通知書に発見報告書その他関係書類等を添えて、運転免許管理課長に速やかに通知するものとする。

(2) 合格決定の取消処分又は受験停止期間の指定の申請

運転免許管理課長は、(1)の規定による通知を受けたときは、事案の内容を審査の上交通部長に対し、運転免許不正受験者に対する合格決定の取消処分又は受験停止期間の指定を申請するものとする。

(3) 被処分者への通知

運転免許管理課長は、合格決定の取消処分又は受験停止期間の指定の決定があったときは、当該処分又は当該指定を受ける者に対し、細則第27条の規定による通知を行うものとする。

6 免許証及び仮免許証の作成

(1) 免許証の作成

合格者の免許証は、直接撮影機（被写体を直接撮影して免許証を作成する機械をいう。以下同じ。）により作成するものとする。ただし、細則第23条第1項の規定により福岡県公安委員会が指定した場所（以下「指定場所」という。）における免許試験の合格者の免許証は、複写撮影機（申請書に貼付されている申請用写真を使用して免許証を作成する機械をいう。以下同じ。）により作成するものとする。

(2) 仮免許証の作成

合格者の仮免許証は、当該試験の合格者から申請用写真1枚を提出させ、当該申請用写真を仮免許証に貼付し、作成するものとする。

7 免許証及び仮免許証の交付

(1) 免許証及び仮免許証の交付日及び交付場所

免許証及び仮免許証の交付日及び交付場所は、次表のとおりとする。

区分	交付日	交付場所
法第90条の2第1項に規定する講習を終了していない者	運転免許試験課長が指定する日	免許試験に合格した試験場
上記以外の者	免許試験に合格した日	

(2) 交付の手続

ア 免許証の交付は、免許証交付簿に当該交付を受ける者の署名又は記名をさせるなどその事跡を明らかにしておくものとする。ただし、指定場所における免許試験の合格者の免許証の交付は、当該指定場所を管理する者を通じて行うものとする。

イ アの場合において、交付を受ける者が仮免許証を有しているときは、当該仮免許証を返納させるものとする。

ウ 仮免許証の交付は、仮免許証交付簿に当該交付を受ける者の署名又は記名をさせるなどその事跡を明らかにしておくものとする。ただし、法第99条に規定する指定自動車教習所において教習を受けている者に係る仮免許証の交付は、当該指定自動車教習所を管理する者を通じて行うものとする。

8 書類の管理

運転免許試験課長は、免許試験の合格者及び技能検査の合格者に係る免許申請書類、免許証交付簿、仮免許証交付簿及び検査合格証明書交付簿を保管し、管理するものとする。

第4 再試験

1 基準該当初心運転者への通知

運転免許試験課長は、基準該当初心運転者ごとに再試験の日時及び場所を指定した上で、再試験通知書（規則別記様式第17の2の2）により通知するものとする。この場合において、基準該当初心運転者が住所地を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、速やかに、現に当該基準該当初心運転者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に試験移送通知書（規則別記様式第17の4）を送付するものとする。

2 受理

(1) 再試験の受験申込みの受理

再試験の受験申込みは、再試験受験申込書（規則別記様式第17の3）、再試験通知書及び免許証を提出させ、本人であることを確認した上、当該申込みを受理するものとする。

(2) 受験日の変更

再試験の受験者から受験日の変更の申出があった場合は、受験期間内で新たな受験日を指定するものとする。

(3) 再試験実施簿の作成

再試験の受験申込みを受理したときは、申請に係る免許の種類ごとに再試験実施簿（様式第15号）を作成するものとする。

3 再試験の実施

(1) 再試験の順序

準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る再試験は、学科再試験（自動車等の運転について必要な知識についての再試験をいう。以下同じ。）、技能再試験（自動車の運転について必要な技能についての再試験をいう。以下同じ。）の順序に行い、技能再試験は、学科再試験の不合格者に対しては、行わないものとする。

(2) 合否の決定

再試験の合否は、規則第24条第5項及び規則第25条に規定する免許試験の合格基準に基づき、決定するものとする。

(3) 再試験実施簿への記入

再試験の結果は、再試験実施簿に記入するものとする。

(4) 合否の発表

再試験の合否の発表は、口頭又は電光発表板により行うものとする。

(5) 運転免許管理課長への結果の通知

運転免許試験課長は、再試験を実施したときは、速やかに、その結果を再試験実施簿の写しにより、運転免許管理課長に通知するものとする。

4 不合格者に対する措置

(1) 免許の取消し

運転免許管理課長は、再試験の不合格者に対し、免許証を返納させ、不合格となった免許について運転免許取消処分書（規則別記様式第19の3の4）を交付し、当該不合格者の免許を取り消すものとする。

(2) 新たな免許証の作成及び交付

運転免許試験課長は、(1)の規定により免許の取消しを受けた者が、取消しに係る免許以外に他の免許を有しているときは、当該免許の取得年月日、返納に係る免許証と同一の有効期間及び交付年月日を記載した新たな免許証を作成し、再試験実施簿に署名又は記名をさせるなどその事跡を明らかにして、これを交付するものとする。

5 再試験不受験者に対する措置

(1) 運転免許管理課長への通知

運転免許試験課長は、受験期間内に再試験を受験しなかった基準該当初心運転者については、再試験不受験者名簿（様式第16号）により、運転免許管理課長に通知するものとする。

(2) 技能再試験の不受験者の再試験の順序

技能再試験を受験しなかった者が、受験期間内に再度再試験を受験する場合は、学科再試験から受験させるものとする。

6 書類の管理

運転免許試験課長は、再試験の合格者に係る再試験受験申込書を保管し、管理するものとする。

第5 限定解除審査等

1 実施日

限定解除審査等（免許に付されている条件の解除若しくは変更又は運転することができる自動車等の種類を限定された者に対する当該限定の全部若しくは一部の解除の審査をいう。以下この第5において「審査」という。）の実施日は、県の休日を除く日とする。

2 受理

審査の申請は、限定解除審査申請書（規則別記様式第13の5）、免許証又は仮免許証及び運転免許試験受験票（乙）を提出させ、実施日の午前8時30分から午前9時までの間に受理するものとする。ただし、警察庁が別に定める技能審査合格証明書を有する者は、限定解除審査申請書、免許証又は仮免許証、技能審査合格証明書及び運転免許試験受験票（甲）を提出させ、実施日の午後1時から午後1時30分までの間に受理するものとする。

3 受験（検）者名簿の作成

審査の申請を受理したときは、申請に係る免許の種類及び審査の種類ごとに受験（検）者名簿を作成するものとする。

4 審査の実施

(1) 適性審査

適性審査（自動車等の運転に必要な適性についての審査をいう。以下同じ。）は、規則第23条に規定する科目（色彩識別能力の科目を除く。）について実施するものとする。

(2) 身体の障がいのある者に対する審査

身体の障がいのある者に対する技能審査（自動車の運転について必要な技能についての

審査をいう。以下同じ。)及び適性審査(視力の科目を除く。)は、技能試験官等が従事するものとする。この場合において、技能試験官等は、別に定める方法により適性審査の結果を記録するものとする。

(3) 合否の決定

技能審査の合否は、警察庁が別に定める運転免許技能試験実施基準に規定する合格基準に基づき、適性審査の合否は規則第23条に規定する合格基準に基づき、それぞれ決定するものとする。

(4) 受験(検)者名簿への記入

審査の結果は、受験(検)者名簿に記入するものとする。

(5) 合否の発表

審査の合否は、口頭又は電光発表板により行うものとする。

5 合格者又は不合格者に対する措置

(1) 審査の合格者に対する措置

審査の合格者については、当該免許証又は当該仮免許証の裏面の備考欄に免許の条件の変更又は解除に係る事項を記入の上返還するものとする。この場合において、技能試験官は、身体の障がいのある者の免許の条件を変更し、又は解除したときは、免許条件(付与・変更・解除)報告書を作成するものとする。

(2) 審査の不合格者に対する措置

審査の不合格者については、当該免許証又は当該仮免許証及び運転免許試験受験票(乙)を返還するものとする。

6 書類の管理

運転免許試験課長は、審査に合格した者に係る限定解除審査申請書及び技能審査合格証明書を保管し、管理するものとする。

第6 申請による免許の条件の付与等

1 申請による免許の条件の付与

(1) 受理日

申請による免許の条件の付与の申請の受理日は、県の休日を除く日とする。

(2) 受理

申請による免許の条件の付与の申請は、運転免許条件申請書(規則別記様式第13の6)及び免許証又は仮免許証を提出させ、受理日の午前8時30分から午後4時までの間に受理するものとする。

(3) 免許の条件の付与

法第91条の2の規定による免許に必要な条件の付与は、免許の条件付与基準表によるものとする。

2 法第91条の2の規定による免許の条件の変更

(1) 実施日

法第91条の2の規定による免許の条件の変更（運転することができる自動車等の種類を限定された者に足しうる当該限定の変更の審査をいう。以下この6において「条件変更審査」という。）の実施日は、県の休日を除く日とする。

(2) 受理

条件変更審査の申請は、運転免許条件申請書、免許証又は仮免許証及び運転免許試験受験票（乙）を提出させ、実施日の午前8時30分から午前9時までの間に受理するものとする。ただし、警察庁が別に定める技能審査合格証明書を有する者は、運転免許条件申請書、免許証又は仮免許証、技能審査合格証明書及び運転免許試験受験票（甲）を提出させ、実施日の午後1時から午後1時30分までの間に受理するものとする。

(3) 受験（検）者名簿の作成

条件変更審査の申請を受理したときは、受験（検）者名簿を作成するものとする。

(4) 技能審査の実施

ア 合否の決定

条件変更審査の合否は、警察庁が別に定める運転免許技能試験実施基準に規定する合格基準に基づき決定するものとする。

イ 受験（検）者名簿への記入

条件変更審査の結果は、受験（検）者名簿に記入するものとする。

ウ 合否の発表

条件変更審査の合否は、口頭又は電光発表板により行うものとする。

(5) 合格者又は不合格者に対する措置

ア 条件変更審査の合格者に対する措置
条件変更審査の合格者については、当該免許証又は当該仮免許証の裏面の備考欄に免許の条件の変更に係る事項を記入の上返還するものとする。

イ 条件変更審査の不合格者に対する措置

条件変更審査の不合格者については、当該免許証又は当該仮免許証及び運転免許試験受験票（乙）を返還するものとする。

(6) 書類の管理

運転免許試験課長は、条件変更審査に合格した者に係る運転免許条件申請書及び技能審査合格証明書を保管し、管理するものとする。

第7 免許証の更新

1 更新連絡書の送付

運転免許試験課長は、免許証の更新（以下「更新」という。）を受けようとする者に、法第101条第3項に規定する書面（以下「更新連絡書」という。）を送付するものとする。

2 受理日

更新の申請（以下「更新申請」という。）の受理日は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める日とする。

福岡自動車運転免許試験場	県の休日を除く日並びに第2日曜日及び第4日曜日
北九州自動車運転免許試験場	県の休日を除く日並びに第1日曜日（1月1日から同月3日までの日を除く。以下この表及び第8の1において同じ。）及び第3日曜日
筑豊自動車運転免許試験場	県の休日を除く日並びに第2日曜日及び第5日曜日（12月29日から同月31日までの日を除く。第8の1において同じ。）
筑後自動車運転免許試験場	県の休日を除く日及び第4日曜日
渡辺通優良運転者免許更新センター	県の休日及び火曜日を除く日並びに第2日曜日、第3日曜日及び第4日曜日
黒崎優良運転者免許更新センター	県の休日及び木曜日を除く日並びに第1日曜日及び第3日曜日
遠隔地警察署	県の休日を除く日（八女警察署黒木交番にあつては、県の休日を除く日のうち、火曜日及び木曜日）

3 受理時間

受理時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める時間とする。

試験場	午前8時30分から午前9時30分まで及び午後1時から午後2時までの間
渡辺通優良運転者免許更新センター	午前10時から午後1時まで及び午後2時から

	午後４時１５分までの間
黒崎優良運転者免許更新センター	午前８時３０分から午前１１時まで及び午後１時から午後３時３０分までの間
遠隔地警察署	午前９時から午前１０時まで及び午後１時から午後１時３０分までの間

備考

- １ 試験場において受理する者のうち、優良運転者及び高齢者講習、特定任意講習、特定任意高齢者講習、運転免許取得者等教育（更新時講習同等）の課程又は運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）の課程を終了した者（高齢者講習にあっては免許証の有効期間満了日における年齢が７５歳以上の者については、法第９７条の２第１項第３号イに規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）若しくは法第１０８条の３２の３第１項第３号イに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の規定による運転免許取得者等検査（以下「認定認知機能検査」という。）（更新期間が満了する日前６月以内に法第１０２条第１項から第４項までに規定する診断書を提出した場合及び規則第２９条の２の３に該当する場合を除く。）又は法第９７条の２第１項第３号イに規定する運転技能検査（以下「運転技能検査」という。）若しくは法第１０８条の３２の３第１項第３号ロに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項に規定する運転免許取得者等検査（以下「認定運転技能検査」という。）を終了した者（運転技能検査の対象となる者は、規則第２６条の６第１号の基準に該当しない者）、高齢者講習同等にあっては免許証の有効期間満了日における年齢が７５歳以上の者については、認知機能検査又は認定認知機能検査を終了した者（運転技能検査の対象となる者は、規則第２６条の６第１号の基準に該当しない者）に限る。）については、午前８時３０分から午前１１時まで及び午後１時から午後３時３０分までの間とする。
- ２ 試験場において受理する者のうち一般運転者については、午前８時３０分から午前１１時まで及び午後１時から午後２時３０分までの間とする。
- ３ 日曜日に受理する場合において違反運転者等については、午前８時３０分から午前１１時まで及び午後１時から午後２時までの間とする。
- ４ 遠隔地警察署において受理する者のうち、優良運転者については午前９時から午前１０時まで、一般運転者については午後１時から午後１時３０分までの間とする。

４ 受理

（１） 提出書類

更新申請（経由申請（法第１０１条の２の２第１項に規定する更新申請をいう。７にお

いて同じ。)を除く。)は、次に掲げる書類(以下「更新申請書類」という。)を提出させ、受理するものとする。

ア 運転免許証更新申請書(規則別記様式第18。以下「更新申請書」という。)又は特例更新申請書(規則別記様式第18の2)

イ 質問票

ウ 申請用写真1枚(持参した申請用写真を使用した免許証の作成を希望する申請者に限る。)

エ 免許証

オ 更新申請と同時に再交付申請(免許証及び仮免許証の再交付の申請をいう。以下同じ。)を行う者は、第8の3の(1)のウ及びエに規定する書類

カ 更新申請と同時に本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(以下「国籍等」という。))、氏名又は生年月日に係る変更届出(免許証及び仮免許証の記載事項の変更の届出をいう。以下同じ。)を行う者(住民基本台帳法の適用を受ける者に限る。)は、第9の3の(1)のウに規定する書類

キ 更新期間前における更新を受けようとする者は、海外旅行又は令第37条の5各号に掲げる事実を証明する書類

ク 認知機能検査を終了した者は、規則第26条の3第2項に規定する書類

ケ 運転技能検査を受けた結果、規則第26条の6第1号の基準に該当しない者は、規則第26条の5第6項に規定する書類

コ 高齢者講習を終了した者は、高齢者講習終了証明書(規則別記様式第22の10の7)

サ 特定任意講習を終了した者は、特定任意講習終了証明書(運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。)別記様式第2号)

シ 特定任意高齢者講習を終了した者は、特定任意高齢者講習終了証明書(講習規則別記様式第3号)

ス 運転免許取得者等教育(更新時講習同等)の課程を終了した者は、運転免許取得者等教育(更新時講習同等)終了証明書(運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号。セにおいて「認定教育規則」という。)別記様式第1号)

セ 運転免許取得者等教育(高齢者講習同等)の課程を終了した者は、運転免許取得者等

教育（高齢者講習同等）終了証明書（認定教育規則別記様式第2号）

ソ 認定認知機能検査を終了した者は、運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）第9条第1号に規定する書類

タ 認定運転技能検査を受けた結果、規則第26条の6第1号の基準に該当しない者は、認定検査規則第9条第2号に規定する書類

（2） 提示書類

更新申請と同時に、住所に係る変更届出又は国籍等、氏名若しくは生年月日に係る変更届出を受理するときは、次に掲げる書類を提示させ、内容を確認しなければならない。

ア 住所に係る変更届出を行う者は、第9の3の（2）のアに規定する書類

イ 国籍等、氏名又は生年月日に係る変更届出を行う者（住民基本台帳法の適用を受けない者に限る。）は、第9の3の（2）のイに規定する書類

（3） 受理の特例

ア 更新申請は、再交付申請又は変更届出と同時に受理することができるものとする。ただし、再交付申請との同時の受理については、試験場での申請者に限る。

イ 持参した申請用写真を使用した免許証の作成を希望する申請者の更新申請は、試験場において受理するものとする。

（4） 遠隔地警察署における受理時の確認

遠隔地警察署の長（以下「遠隔地警察署長」という。）は、更新申請を受理する場合は、更新連絡書又は運転免許試験課長が送付する運転免許更新予定者名簿（様式第17号）により優良運転者又は一般運転者であることを確認するほか、次表の左欄に掲げる証明書により、それぞれ同表の右欄に掲げる者であることを確認するものとする。

規則第26条の3第2項に規定する書類	認知機能検査受検済者
規則第26条の5第6項に規定する書類	運転技能検査受検済者
高齢者講習終了証明書	高齢者講習受講済者
特定任意講習終了証明書	特定任意講習受講済者
特定任意高齢者講習終了証明書	特定任意高齢者講習受講済者
運転免許取得者教育（更新時講習同等）終了証明書	運転免許取得者教育（更新時講習同等）の課程を終了した者
運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書	運転免許取得者教育（高齢者講習同等）の課程を終了した者

書	終了した者
認定検査規則第9条第1号に規定する書類	認定認知機能検査受検済者
認定検査規則第9条第2号に規定する書類	認定運転技能検査受検済者

5 試験場における適性検査等の実施

(1) 適性検査の実施

ア 更新申請者で、適性検査科目の聴力又は運動能力について条件の付与、解除又は変更が必要と認める場合は、技能試験官が適性検査（自動車等の運転について必要な適性についての検査をいう。以下同じ。）を行うものとする。

イ 適性検査の実施者は、更新申請書又は特例更新申請書に当該適性検査の結果を記入し、実施者欄に記名又は押印をするものとする。

ウ 法第91条の規定による条件の付与、変更又は解除は、免許の条件付与基準表によるものとする。この場合において、技能試験官は、適性検査科目の聴力又は運動能力について条件の付与、変更又は解除を行う場合は、適性検査の結果に係る記録及び免許条件（付与・変更・解除）報告書を作成するとともに、不利益な処分を行う場合にあっては弁明書を提出させ、又は口頭による弁明の機会を付与し弁明調書（福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年福岡県公安委員会規則第5号）様式第17号）に弁明を録取するものとする。

(2) 一定の病気等の症状等の確認

運転免許試験課長は、更新申請者が質問票の1から5までの項目のいずれかに「はい」と回答した場合は、当該申請者に対し、該当する項目に係る個別聴取を行うものとする。

(3) 更新の決定

運転免許試験課長は、適性検査に合格した者で更新時講習、高齢者講習、特定任意講習、特定任意高齢者講習、運転免許取得者教育（更新時講習同等）の課程及び運転免許取得者教育（高齢者講習同等）の課程（6の（3）において「更新時講習等」という。）を受講したものについては更新を決定するものとする。

(4) 更新免許証交付簿等の作成

更新を決定したときは、更新免許証交付簿（様式第18号）を作成するとともに、次表の左欄に掲げる講習の区分ごとの対象者に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる名簿を作成するものとする。

講習の区分	名簿
-------	----

優良運転者講習	優良講習受講者名簿（様式第 19 号）
一般運転者講習	一般講習受講者名簿（様式第 20 号）
違反運転者講習	違反講習受講者名簿（様式第 20 号の 2）
初回更新者講習	初回更新講習受講者名簿（様式第 20 号の 3）

5 の 2 ゴールド免許センターにおける適性検査等の実施

（１） 適性検査の実施

ア 適性検査の実施者は、更新申請書又は特例更新申請書に当該適性検査の結果を記入し、実施者欄に記名又は押印をするものとする。

イ 法第 91 条の規定による条件（視力に係るものに限る。）の付与、変更又は解除は、免許の条件付与基準表によるものとする。

（２） 一定の病気等の症状等の確認

ゴールド免許センターにおける更新申請者に対する一定の病気等の症状等の確認については、第 7 の 5 の（２）の規定を準用する。

（３） 更新免許証交付簿等の作成

更新を決定した場合は、更新免許証交付簿を作成するとともに、優良運転者講習の対象者について優良講習受講者名簿を作成するものとする。

6 遠隔地警察署における適性検査等の実施

（１） 適性検査の実施

ア 適性検査の実施者は、更新申請書又は特例更新申請書に当該適性検査の結果を記入し、実施者欄に記名又は押印をするものとする。

イ 法第 91 条の規定による条件（視力に係るものに限る。）の付与、変更又は解除は、免許の条件付与基準表によるものとする。この場合において、遠隔地警察署長は、適性検査科目の聴力又は運動能力について条件の付与、変更又は解除が必要である場合は、運転免許試験課長に通報するものとする。

（２） 一定の病気等の症状等の確認

遠隔地警察署における更新申請者に対する一定の病気等の症状等の確認については、第 7 の 5 の（２）の規定を準用する。

（３） 更新の決定

遠隔地警察署長は、適性検査に合格した者で更新時講習等を受講したものについては更新を決定するものとする。

（４） 更新免許証交付簿等の作成

更新を決定した場合は、更新免許証交付簿を作成するとともに、優良運転者講習の対象者については優良講習受講者名簿を、一般運転者講習の対象者については一般講習受講者名簿を作成するものとする。

7 経由申請

(1) 福岡県外に住所地を有する者による経由申請

福岡県外に住所地を有する者による経由申請については、次に定めるところによるものとする。

ア 受理日

経由申請の受理日は、2に規定する更新申請の受理日とする。

イ 受理時間

経由申請の受理時間は、3の表の備考の1に規定する受理時間とする。

ウ 提出書類

経由申請は、次に掲げる書類（以下「経由申請書類等」という。）を提出させ受理するとともに、経由申請を受理した場合は経由地経由申請受理管理簿（様式第22号の2）を作成するものとする。

（ア） 更新申請書

（イ） 質問票

（ウ） 経由申請書（規則別記様式第18の3）

（エ） 申請用写真1枚

エ 提示書類

経由申請を受理する場合は、更新連絡書又は更新連絡書の送付を受けた者であることを証するに足りる書類を提示させ、その内容を確認するものとする。

オ 適性検査の実施

（ア） 経由申請を受理した場合は、適性検査を実施するとともに、その結果を適性検査結果通知書（規則別記様式第18の4）に記載するものとする。

（イ） 経由申請をした者（以下この7において「経由申請者」という。）で適性検査の合格基準に達していないと認めるものについては、経由申請運転適性検査実施結果簿（様式第22号の3）に記載するものとする。

カ 更新時講習の受講

経由申請者が経由申請時に更新時講習の受講を申し出た場合は、当該講習を受講させるとともに、更新時講習を受講済みである旨を更新申請書に記載するものとする。

キ 免許証の取扱い

経由申請を受理した場合は、現有免許証（現に有する免許証をいう。以下同じ。）の提示を受け、当該免許証の裏面の備考欄に「経由更新手続中この免許証は新たな免許証と引換えに住所地公安委員会に提出してください。」と朱書し、経由申請を受理した年月日及び福岡県公安委員会の名称を記載した上で申請者に返却するものとする。

ク 経由申請書類等の送付

受理した経由申請書類等は、経由申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に送付するものとする。

(2) 福岡県内に住所地を有する者による経由申請に係る経由申請書類等の受理

福岡県内に住所地を有する者が経由申請をした場合において、当該経由申請を受理した都道府県公安委員会（以下「経由地公安委員会」という。）から経由申請書類等の送付を受けたときは、次に定めるところによるものとする。

ア 経由申請書類等の確認

経由地公安委員会から送付された経由申請書類等は、福岡自動車運転免許試験場において受理するとともに、住所地経由申請受理管理簿（様式第22号の4）を作成するものとする。

イ 領収証紙の確認

更新申請書に福岡県の領収証紙が貼付されていない場合は、当該申請者に対し、免許更新手数料を納付しなければ更新手続ができない旨を教示するものとする。

ウ 適性検査の実施

(ア) 経由地公安委員会から送付された適性検査結果通知書の内容から、経由申請者が自動車等を運転することが支障がないかどうかを判断できない場合は、適性検査を行うものとする。

(イ) (ア)の規定により適性検査を行う場合は、当該経由申請者に対し適性検査通知書（様式第22号の5）により通知するとともに、適性検査通知書交付簿（様式第22号の6）を作成するものとする。

エ 一定の病気等の症状等の確認

経由地公安委員会から送付された経由申請書類等を受理した場合における当該経由申請者に対する一定の病気等の症状等の確認については、第7の5の(2)の規定を準用する。

オ 経由申請に係る更新の決定

運転免許試験課長は、適性検査結果通知書の内容又はウの（ア）の規定による適性検査の結果から判断して、経由申請者が自動車等を運転することが支障がないと認めた場合で、当該経由申請者が、更新時講習又は高齢者講習を受講したものであるときは、更新を決定するものとする。

カ 免許証交付簿等の作成

オの規定により更新を決定したときは、更新免許証交付簿及び優良講習受講者名簿を作成するものとする。

8 更新時講習の未受講者に対する措置

（１） 更新時講習の受講指示等

試験場長及び遠隔地警察署長は、更新申請者のうち、適性検査に合格した後更新時講習の受講ができない旨を申し出た者（以下「未受講者」という。）については、講習等通知書（様式第２２号の７）を交付の上更新時講習の受講を指示するとともに、同通知書下部の講習等誓約書を提出させるものとする。

（２） 期間経過に伴う措置

ア 試験場長は、未受講者が講習等通知書により指定された期間内に更新時講習を受講しなかった場合は、直ちに、更新時講習未受講者報告書（様式第２２号の８）により運転免許試験課長に報告するものとする。

イ 遠隔地警察署長は、未受講者が講習等通知書により指定された期間内に更新時講習を受講しなかった場合は、直ちに、更新時講習未受講者通報書（様式第２２号の９）により運転免許試験課長に通報するものとする。

ウ 運転免許試験課長は、アの規定による報告又はイの規定による通報を受けた場合は、当該未受講者の更新を拒否するものとする。

9 更新免許証の作成

運転免許試験課長及び遠隔地警察署長は、更新を決定した者に係る免許証（以下「更新免許証」という。）及び未受講者に係る免許証を直接撮影機により作成するものとする。ただし、運転免許試験課長は、持参した申請用写真を使用した免許証の作成を希望する申請者の更新免許証及び７の（２）のオの規定による更新免許証は、複写撮影機により作成するものとする。

10 更新免許証の交付

（１） 更新免許証の交付日及び交付場所

更新免許証の交付日及び交付場所は、次表のとおりとする。

区分	交付日	交付場所
試験場受理分	申請を受理した日	申請を受理した試験場
ゴールド免許センター受理分	申請を受理した日	申請を受理したゴールド免許センター
遠隔地警察署受理分	申請を受理した日	申請を受理した遠隔地警察署

(2) 更新免許証の交付手続

ア 通常の交付手続

更新免許証の交付は、現有免許証と引換えに行うものとする。この場合において、次に掲げる場合は、更新免許証交付簿の備考欄にその事跡を明らかにしておくものとする。

(ア) 更新免許証の交付を申請者本人が受けることができないやむを得ない理由があると認められ、委任状を提出させて代理人に交付するとき。

(イ) 指定された交付日後に交付するとき。

(ウ) 未受講者が8の(1)の規定により更新時講習を受講した場合に交付するとき。

イ 現有免許証と引換えができない場合の交付手続

再交付申請と同時申請の場合の交付は、再交付申請と同時申請に係る更新免許証交付簿(様式第25号)に必要な事項を記入し、行うものとする。

(3) 経由申請に係る更新免許証の交付

ア 経由申請に係る更新免許証の交付日及び交付場所

経由申請に係る更新免許証は、県の休日を除く日並びに第2日曜日及び第4日曜日に福岡自動車運転免許試験場において交付するものとする。

イ 通常の交付手続

経由申請に係る更新免許証の交付は、現有免許証と引換えに行うものとする。この場合において、経由申請に係る更新免許証の交付を申請者本人が受けることができないやむを得ない理由があると認められ、委任状を提出させて代理人に交付するときは、更新免許証交付簿の備考欄にその事跡を明らかにしておくものとする。

ウ 現有免許証と引換えができない場合の交付手続

郵送手続等により、現有免許証と引換えができない場合の交付は、更新免許証交付簿の備考欄にその事跡を明らかにして、行うものとする。

1.1 書類の管理

運転免許試験課長及び遠隔地警察署長は、更新を決定した者に係る更新申請書類を保管し、管理するものとする。

第8 免許証及び仮免許証の再交付

1 受理日

再交付申請の受理日は、県の休日を除く日とする。ただし、更新申請と同時に行う再交付申請は、第7の2に規定する受理日とする。

2 受理時間

再交付申請の受理時間は、受理日の午前9時30分から午前10時30分まで及び午後2時から午後3時までの間とする。ただし、更新申請と同時に行う再交付申請は、第7の3に規定する受理時間とする。

3 再交付申請の受理

(1) 提出書類

再交付申請は、次に掲げる書類（以下「再交付申請書類」という。）を提出させ、受理するものとする。

ア 運転免許証再交付申請書（規則別記様式第17。以下「再交付申請書」という。）

イ 申請用写真1枚。ただし、仮免許証の再交付申請（以下「仮免再交付申請」という。）を行う者は、申請用写真2枚

ウ 当該申請に係る免許証若しくは仮免許証又は運転免許証遺失・盗難てん末書（福岡県警察証明事務取扱要綱の制定について（平成27年福岡県警察本部内訓第14号）様式第6号。以下「てん末書」という。）。ただし、てん末書を提出できない者は、申立書（様式第26号）

エ 再交付申請と同時に本籍（外国人にあつては、国籍等）、氏名又は生年月日に係る変更届出を行う者（住民基本台帳法の適用を受ける者に限る。）は、第9の3の（1）のウに規定する書類

(2) 提示書類

再交付申請と同時に、住所に係る変更届出又は国籍等、氏名若しくは生年月日に係る変更届出を受理するときは、次に掲げる書類を提示させ、内容を確認しなければならない。

ア 住所に係る変更届出を行う者は、第9の3の（2）のアに規定する書類

イ 国籍等、氏名又は生年月日に係る変更届出を行う者（住民基本台帳法の適用を受けない者に限る。）は、第9の3の（2）のイに規定する書類

(3) 受理の特例

ア 再交付申請は、変更届出と同時に受理することができるものとする。

イ 再交付申請者が、国外に滞在している等の理由により再交付申請を行うことができない

い場合は、代理人に委任状を提出させて当該申請を受理することができるものとする。

4 再交付免許証交付簿及び再交付仮免許証交付簿の作成

再交付申請（仮免再交付申請を除く。）を受理したときは再交付免許証交付簿（様式第27号）を、仮免再交付申請を受理したときは再交付仮免許証交付簿（様式第28号）を作成するものとする。

5 再交付免許証及び再交付仮免許証の作成

（1） 再交付免許証

運転免許試験課長は、再交付申請（仮免再交付申請を除く。）に係る免許証（以下「再交付免許証」という。）を直接撮影機により作成するものとする。ただし、代理人の申請に係る再交付免許証は、複写撮影機により作成するものとする。

（2） 再交付仮免許証

運転免許試験課長は、当該申請者又は当該代理人から提出を受けた申請用写真1枚を仮免許証に貼付し、仮免再交付申請に係る仮免許証（以下「再交付仮免許証」という。）を作成するものとする。

6 再交付免許証及び再交付仮免許証の交付

（1） 再交付免許証及び再交付仮免許証の交付日、交付場所等

再交付免許証及び再交付仮免許証の交付は、申請を受理した日に当該申請を受理した試験場において、申請者又は代理人に対し行うものとする。ただし、県外からの転入に伴う変更届出と同時に行った者に係る再交付免許証及び再交付仮免許証の交付日は、運転免許試験課長が指定する日とする。

（2） 交付の手続

再交付免許証の交付は再交付免許証交付簿に、再交付仮免許証の交付は再交付仮免許証交付簿にそれぞれ署名又は記名をさせるなどその事跡を明らかにしておくものとする。

7 書類の管理

運転免許試験課長は、再交付申請書類、再交付免許証交付簿及び再交付仮免許証交付簿を保管し、管理するものとする。

第9 免許証及び仮免許証の記載事項変更

1 受理日

変更届出の受理日は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める日とする。ただし、更新申請と同時に行う変更届出は第7の2に規定する受理日とし、再交付申請と同時に行う変更届出は第8の1に規定する受理日とする。

福岡自動車運転免許試験場	県の休日を除く日並びに第２日曜日及び第４日曜日
北九州自動車運転免許試験場	県の休日を除く日並びに第１日曜日及び第３日曜日
筑豊自動車運転免許試験場	県の休日を除く日並びに第２日曜日及び第５日曜日
筑後自動車運転免許試験場	県の休日を除く日及び第４日曜日
渡辺通優良運転者免許更新センター	県の休日及び火曜日を除く日
黒崎優良運転者免許更新センター	県の休日及び木曜日を除く日
警察署並びに直方警察署宮若交番、田川警察署添田交番、久留米警察署城島交番、筑後警察署大川交番、八女警察署黒木交番及び柳川警察署瀬高交番（以下「交番」という。）	県の休日を除く日

２ 受理時間

変更届出の受理時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める時間とする。ただし、更新申請と同時に行う変更届出は第７の３に規定する受理時間とし、再交付申請と同時に行う変更届出は第８の２に規定する受理時間とする。

試験場	午前８時３０分から午後５時１５分までの間（日曜日にあっては、午後２時から午後５時１５分までの間）
渡辺通優良運転者免許更新センター	午前１０時から午後５時４５分までの間
黒崎優良運転者免許更新センター	午前８時３０分から午後５時１５分までの間
警察署及び交番	午前９時から午後５時４５分までの間

３ 受理

（１） 提出書類

変更届出は、次に掲げる書類（以下「変更届出書類」という。）を提出させ、受理するものとする。

ア 運転免許証記載事項変更届（規則別記様式第１６）

イ 免許証又は仮免許証

ウ 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、国籍等）、氏名又は生年月日を変更する者で住民基本台帳法の適用を受けるものに限る。）

エ 申請用写真 1 枚（警察署で生年月日を変更する者に限る。）

(2) 提示書類

変更届出を受理するときは、次に掲げる書類を提示させ、内容を確認しなければならない。

ア 住民票の写しその他の住所を確かめるに足りる書類（健康保険被保険者証又は公的機関若しくはこれに準ずる機関が当該変更届出を行う者を名宛人として作成し交付した領収証書若しくは郵便物等をいう。）（住所を変更する者に限る。）

イ 旅券等（旅券、外務省の発行する身分証明書又は権限ある機関が発行する身分を証明する書類をいう。以下同じ。）（国籍等、氏名又は生年月日を変更する者で住民基本台帳法の適用を受けないものに限る。）

(3) 受理の特例

ア 免許証又は仮免許証の記載事項に変更を生じた者が、病気、負傷その他の理由により変更届出を行うことができない場合は、代理人に委任状を提出させて当該変更届出を受理することができるものとする。

イ 交番で受理できる変更届出は、住所変更届出のみとする。

4 変更事項の記載

(1) 変更届出（更新申請又は再交付申請と同時に行うもの及び試験場で受理する免許証の生年月日の変更に係るものを除く。）を受理した場合は、当該変更届出に係る免許証又は仮免許証の裏面に免許証及び仮免許証の備考欄の記載例（別表第 3）により、必要事項を記入し、当該免許証又は当該仮免許証を返還するものとする。

(2) (1) の場合において、変更届出に係る免許証が電磁的方法により記録された免許証であったときは、当該変更届出に係る事項の記録を併せて行うものとする。ただし、交番における変更届出についてはこの限りでない。

5 警察署及び交番で受理した変更届出書類の送付

警察署長は、変更届出を受理したときは、変更届出書類を運転免許証記載事項変更届出書類送付書（様式第 29 号）により、当該警察署の地区試験場長（細則第 27 条の 2 の福岡地区の警察署にあつては福岡自動車運転免許試験場長、同条の北九州地区の警察署にあつては北九州自動車運転免許試験場長、同条の筑豊地区の警察署にあつては筑豊自動車運転免許試験場長、同条の筑後地区の警察署にあつては筑後自動車運転免許試験場長をいう。以下同じ。）を経由の上、運転免許試験課長に送付するものとする。

6 生年月日の変更に係る免許証の作成

運転免許試験課長は、免許証の生年月日の変更届出を受理したときは、直接撮影機により新たな免許証（以下「作成替免許証」という。）を作成するものとする。ただし、５の規定により送付された変更届出書類のうち、免許証の生年月日の変更届出に係るものについては、複写撮影機により作成するものとする。

7 作成替免許証等の送付

運転免許試験課長は、警察署で受理した免許証の生年月日の変更届出に係る作成替免許証及び作成替運転免許証交付簿（様式第３０号）を作成替運転免許証等送付書（様式第３１号）により、地区試験場長を経由の上、当該警察署長に送付するものとする。

8 作成替免許証の交付

（１） 試験場における交付手続

作成替免許証は、作成替運転免許証交付簿に署名又は記名をさせるなどその事跡を明らかにし、現有免許証と引換えに交付するものとする。

（２） 警察署における交付手続

７の規定による送付を受けた警察署長は、当該免許証の交付を受ける者に対し、交付日時を指定した上で、当該免許証を交付するものとする。この場合において、警察署長は、作成替運転免許証交付簿に署名又は記名をさせるなどその事跡を明らかにし、現有免許証と引き換えるものとする。

9 書類の管理

運転免許試験課長は、変更届出書類を保管し、管理するものとする。

第１０ 国外運転免許証

1 受理日時

国外運転免許証の交付申請の受理日時は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める日及び右欄に定める時間とする。

試験場	県の休日を除く日	午前９時から午後５時１５分までの間
渡辺通優良運転者免許更新センター	県の休日及び火曜日を除く日	午前１０時から午後５時１５分までの間
黒崎優良運転者免許更新センター	県の休日及び木曜日を除く日	午前９時から午後５時１５分までの間
警察署	県の休日を除く日	午前９時から午後５時４５分まで

2 交付申請の受理

(1) 提出書類等

国外運転免許証の交付申請は、次に掲げる書類等（以下「国外運転免許証交付申請書類」という。）を提出させ、受理するものとする。この場合において、警察署等（警察署並びに福岡自動車運転免許試験場、筑豊自動車運転免許試験場、筑後自動車運転免許試験場及び黒崎優良運転者免許更新センターをいう。以下この第10において同じ。）は、国外運転免許証申請受理・交付簿（様式第31号の2）に必要事項を記入するものとする。

ア 国外運転免許証交付申請書（規則別記様式第22の8）

イ 規則第37条の9第2項各号に掲げる書類

ウ 外国に渡航するものであることを証明する書面

エ 申請者が郵送による交付を希望する場合は、当該郵送に要する郵便切手

(2) 受理の特例

国外運転免許証の交付申請者が、国外に出国し、交付申請を行うことができない場合は、代理人に委任状を提出させて当該申請を受理することができるものとする。

3 国外運転免許証交付申請書類の送付

国外運転免許証の交付申請を受理した警察署長は、国外運転免許証交付申請書類を速やかに運転免許試験課長に送付するものとする。

4 国外運転免許証の作成

国外運転免許証は、国外運転免許証交付申請書類として提出を受けた写真を貼付の上、福岡県公安委員会の公印で契印し、及び福岡県公安委員会の公印を押印して作成するものとする。

5 国外運転免許証の送付

運転免許試験課長は、3の規定に係る国外運転免許証（申請者が郵送による交付を希望したものを除く。）を当該警察署長に速やかに送付するものとする。

6 国外運転免許証の交付

(1) 国外運転免許証の交付日

国外運転免許証は、申請を受理した日に作成手続を終え、即日交付するものとする。ただし、警察署等において受理したものにあつては、この限りでない。

(2) 国外運転免許証の交付場所

申請者が郵送による交付を希望した場合を除き、申請を受理した場所において交付する

ものとする。

(3) 交付の手続

ア 北九州自動車運転免許試験場及び渡辺通優良運転者免許更新センターにおける国外運転免許証の交付は、国外運転免許証交付等台帳（様式第32号）に必要事項を記入し、署名又は記名をさせるなどその事跡を明らかにしておくものとする。

イ 警察署等における国外運転免許証の交付は、国外運転免許証申請受理・交付簿に必要事項を記入し、署名又は記名をさせるなどその事跡を明らかにしておくものとする。

ウ 申請者が郵送による交付を希望したものについては、運転免許試験課長が郵送するものとする。

7 書類の保管

次表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める書類を保管し、管理するものとする。

福岡自動車運転免許試験場長及び北九州自動車運転免許試験場長	国外運転免許証交付申請書類（免許証を除く。）
	国外運転免許証交付等台帳
	国外運転免許証申請受理・交付簿
筑豊自動車運転免許試験場長、筑後自動車運転免許試験場長及び警察署長	国外運転免許証申請受理・交付簿

第11 免許基本データの登録

免許証及び仮免許証の記載事項に係る免許基本データのうち、本籍・国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別は、住民票の写し又は旅券等に基づいて登録するものとする。この場合において、日本国籍を有しない者についての生年月日は、本邦の年号に換算するものとする。

第12 免許証及び仮免許証の条件記載等

1 免許の条件

免許の条件は、免許証及び仮免許証の免許の条件等欄に記載するものとする。ただし、免許の条件等欄に記載できない場合は、当該免許証又は当該仮免許証の裏面の備考欄に記載し、その末尾に福岡県公安委員会の公印を押印するものとする。

2 免許に係る制限、解除その他必要な事項

免許に係る制限、解除その他必要な事項は、当該免許証又は当該仮免許証の裏面の備考欄に記載し、その末尾に福岡県公安委員会の公印を押印するものとする。

第13 免許証及び仮免許証の保管等

1 免許証保管責任者

免許証及び仮免許証の保管責任者は、運転免許試験課長及び警察署長をもって充て、免許証及び仮免許証の保管及び管理を行い、当該所属の免許証取扱責任者を指揮監督するものとする。

2 免許証取扱責任者

免許証及び仮免許証の取扱責任者は、運転免許試験課にあっては試験場長、警察署にあっては交通総務担当課長をもって充て、免許証保管責任者の指揮を受け、免許証及び仮免許証の保管及び処分を行うものとする。

3 免許証及び仮免許証の保管及び処分

(1) 免許証及び仮免許証の保管

ア 免許証及び仮免許証は、所定の保管庫に確実に収納の上施錠して保管するものとする。

イ 交付日に交付できなかった免許証及び仮免許証（以下「未交付免許証」という。）は、試験合格免許証（免許試験に合格した者に係る免許証をいう。以下同じ。）、試験合格仮免許証（仮免許試験に合格した者に係る仮免許証をいう。以下同じ。）、更新免許証、再交付免許証、再交付仮免許証及び作成替免許証ごとに未交付免許証管理簿（様式第3号。以下「未交付管理簿」という。）に記入し、保管するものとする。

(2) 免許証及び仮免許証の処分

ア 未交付免許証

(ア) 試験合格免許証及び試験合格仮免許証

免許試験に合格した者が交付日の翌日までに試験合格免許証又は試験合格仮免許証を受領しない場合は、当該合格した免許の種類の抹消登録後、裁断等の処分を行うとともに、未交付管理簿に必要事項を記入するものとする。

(イ) 更新免許証、再交付免許証、再交付仮免許証及び作成替免許証

更新の決定を受けた者、再交付申請を行った者及び生年月日の変更届出を行った者に係る未交付免許証で当該免許証の有効期間が経過したものについては、裁断等の処分を行うとともに、未交付管理簿に必要事項を記入するものとする。

イ 返納免許証

免許の失効により返納された免許証及び仮免許証並びに再交付後に発見し、又は回復したことにより返納された免許証及び仮免許証は、裁断等の処分を行うとともに、返納免許証管理簿（様式第34号）に必要事項を記入するものとする。

第14 交通事故等による死亡者に係る免許証の更新連絡書等の発送停止

1 対象者

更新連絡書等の発送停止に係る対象者（以下「対象者」という。）は、その住所地及び居住地にかかわらず、次に掲げる者とする。

- （１） 交通事故、殺人事件その他の事由による死亡者（警察において死体を取り扱った者に限る。）のうち、身元確認を確実に行った者
- （２） 遺族から死亡者の免許証返納の申出が行われ、死亡診断書その他の書類に基づく調査の結果により死亡確認及び身元確認を確実に行った者

2 対象文書

発送停止に係る対象文書は、次に掲げるとおりとする。

- （１） 更新連絡書
- （２） 累積点数通知書、無事故・無違反証明書、運転記録証明書及び運転免許経歴証明書（自動車安全運転センター法（昭和５０年法律第５７号）第２９条第１項第３号又は第４号の規定に基づく書面をいう。）
- （３） 行政処分関係書面、講習業務関係書面等で道路交通法令に基づくもの

3 措置要領

（１） 警察署における措置

ア 対象者の事案を取り扱った課長は、速やかに、死亡者通報連絡票（様式第３５号。以下「連絡票」という。）に必要事項を記入し、交通総務担当課長に引き継ぐものとする。

イ 交通総務担当課長は、アの規定により連絡票の引継ぎを受けた場合は、当該対象者の免許照会を行うものとする。この場合において、交通総務担当課長は、当該対象者が免許を有するときは、連絡票の措置欄に必要事項を記入し、警察署長に報告するものとする。

ウ 警察署長は、イの規定による報告を受けた場合は、当該連絡票により運転免許試験課長に通報するものとする。

（２） 警察署以外の所属における措置

対象者に係る事案を取り扱った所属長（警察署長を除く。以下この（２）において同じ。）は、速やかに、対象者の免許照会を行うものとする。この場合において、所属長は、当該対象者が免許を有するときは、連絡票に必要事項を記入し、運転免許試験課長に通報するものとする。

（３） 通報を受けた場合の措置

運転免許試験課長は、（１）又は（２）の規定による通報を受けた場合は、次の措置をとるものとする。

ア 対象者の免許証に記載されている住所地が県内である場合は、電子計算機に登録されている当該対象者の免許データの違反外処分登録をするとともに、対象者の免許経歴等の資料を免許データの違反外処分登録の日から起算して6年間保管するものとする。

イ 対象者の免許証に記載されている住所地が県外である場合は、速やかに、当該連絡票を更新連絡書等発送停止対象者通報書（様式第36号）により当該都道府県警察の運転免許担当課長に通報するものとする。

4 更新連絡書等の発送停止措置の円滑な推進を図るため、運転免許試験課、交通部高速道路交通警察隊及び警察署に通報連絡責任者を置き、それぞれ次表のとおりとする。

所属	通報連絡責任者
運転免許試験課	課長補佐（試験管理担当）
交通部高速道路交通警察隊	分駐隊長
警察署	交通総務担当課長

第15 初心運転者講習の通知

1 初心運転者講習の通知

運転免許試験課長は、基準該当初心運転者ごとに、初心運転者講習の日時及び場所を指定した上で、初心運転者講習通知書（規則別記様式第22の11）により通知するものとする。この場合において、基準該当初心運転者が住所地を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、速やかに、現に当該基準該当初心運転者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に警察庁が別に定める初心運転者講習移送通知書により送付するものとする。

2 指定講習機関への通知

運転免許試験課長は、初心運転者講習の通知を行ったときは、速やかに警察庁が別に定める初心運転者講習受講予定者通知書により法第108条の4第1項に規定する指定講習機関に通知するものとする。

第16 若年運転者講習の通知等

1 若年運転者講習の通知

運転免許試験課長は、基準該当若年運転者ごとに、若年運転者講習の日時及び場所を指定した上で、若年運転者講習通知書（規則別記様式第22の11の2の2）により通知するものとする。この場合において、基準該当若年運転者が住所地を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、速やかに、現に当該基準該当若年運転者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に警察庁が別に定める若年運転者講習移送通知書を送付するものとする。

2 指定講習機関への通知

運転免許試験課長は、若年運転者講習の通知を行ったときは、速やかに警察庁が別に定める若年運転者講習受講予定者通知書により法第108条の4第1項に規定する指定講習機関に通知するものとする。

3 若年運転者講習不受講者に対する措置

(1) 運転免許管理課長への通知

運転免許試験課長は、受講期間内に若年運転者講習を受講しなかった基準該当若年運転者については、若年運転者講習不受講者名簿（様式第36号の2）により、運転免許管理課長に通知するものとする。

(2) 新たな免許証の作成及び交付

運転免許試験課長は、法第104条の2の4第1項及び第2項に該当し、特例取得免許の取消しを受けた者に、当該免許の取得年月日、返納に係る免許証と同一の有効期間及び交付年月日を記載した新たな免許証を作成し、若年運転者期間に係る取消免許交付簿（様式第36号の3）に当該交付を受ける者の署名又は記名をさせるなど、その事跡を明らかにしておくものとする。

第17 臨時適性検査対象者に係る事案

1 臨時適性検査対象者の発見通報、報告及び運転免許試験課長の措置

(1) 遠隔地警察署での更新申請時における発見通報

遠隔地警察署長は、更新申請時において、臨時適性検査対象者を発見した場合は、臨時適性検査該当者通報書（様式第37号）に関係書類を添えて速やかに運転免許試験課長に通報するものとする。

(2) 交通事故の捜査等における発見通報

ア 職員（警察署、地域部自動車警ら隊、同部鉄道警察隊、交通部交通機動隊、同部高速道路交通警察隊及び北九州市警察部機動警察隊の職員をいう。）は、交通事故の捜査、警察安全相談の取扱い等において臨時適性検査対象者を発見した場合は、一定の病気等の疑いがある運転免許保有者発見報告書（様式第38号）を作成し、次に掲げる関係資料を添えて速やかに所属長に報告しなければならない。この場合において、交通事故等の関連した事案があるときは、一括して報告するものとする。

（ア） 調査報告書（報告書（規則別記様式第18の5）をいう。別表第4において同じ。）その他の臨時適性検査対象者の申立てに係る書類（当該調査報告書その他の臨時適性検査対象者の申立てに係る書類を作成することができない場合は、その者の親

族等の申立てに係る書類)

(イ) (ア)に掲げるもののほか、一定の病気等に該当する疑いのあることを証する書類

イ アの規定による報告を受けた所属長は、臨時適性検査該当者通報書に一定の病気等の疑いがある運転免許保有者発見報告書及び関係資料を添付して速やかに運転免許試験課長に通報するものとする。

(3) 医師からの届出を受理した場合の報告

警察署長は、医師から一定の病気等の疑いがある免許等保有者の診察結果に係る届出を受理した場合は、速やかに医師の任意届出受理報告書(様式第39号)により運転免許試験課長に報告するものとする。この場合において、当該届出の受理に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 警察署の窓口において口頭による届出があった場合は、医師の本人確認を行った上で届出書(様式第40号)に記載を求めること。この場合において、当該医師が届出書への記載を拒んだときは、当該届出の内容を聞き取り、これを記録化すること。

イ 電話による届出があった場合は、医師の本人確認を行った上で、当該医師に対し郵送又は電子メールによる届出書の提出の方法を教示すること。この場合において、当該医師が届出書への記載を拒んだときは、当該届出の内容を聞き取り、これを記録化すること。

ウ 郵送又は電子メールによる届出があった場合は、医師の本人確認を行った上で当該届出を受理すること。ただし、イの規定による教示に基づいた郵送又は電子メールによる届出については、この限りでない。

(4) 医師から確認要求を受理した場合の報告

警察署長は、医師からの一定の病気等の疑いがある者の免許の保有状況に係る確認要求を受理した場合は、速やかに免許の確認要求受理報告書(様式第41号)により運転免許試験課長に報告するものとする。この場合において、当該医師からの確認要求の受理に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 警察署の窓口において口頭による確認要求があった場合は、医師の本人確認を行った上で確認要求書(様式第42号)に記載を求めること。この場合において、当該医師が確認要求書への記載を拒んだときは、当該確認要求の内容を聞き取り、これを記録化すること。

イ 電話による確認要求があった場合は、医師の本人確認を行った上で、当該医師に対し

郵送又は電子メールによる確認要求書の提出の方法を教示すること。この場合において、当該医師が確認要求書への記載を拒んだときは、当該確認要求の内容を聞き取り、これを記録化すること。

ウ 郵送又は電子メールによる確認要求があった場合は、医師の本人確認を行った上で当該確認要求を受理すること。ただし、イの規定による教示に基づいた郵送又は電子メールによる確認要求については、この限りでない。

(5) 運転免許試験課長の措置

ア (2)の規定による通報を受けた運転免許試験課長は、当該通報に係る者の住所が他の都道府県警察の管轄区域内にある場合は、当該通報の内容を臨適検討対象者通報書(様式第43号)により当該都道府県警察に通報するものとする。

イ (3)の規定による報告を受けた運転免許試験課長は、当該報告に係る免許等保有者の住所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合は、速やかに届出移送通知書(様式第44号)により当該公安委員会に移送するものとする。

ウ (4)の規定による報告を受けた運転免許試験課長は、当該確認要求に係る者の免許の保有状況を調査の上、当該確認要求を行った医師に対し回答書(様式第45号)を配達記録郵便の方法により送付するものとする。この場合において、当該確認要求に係る者の住所が他の都道府県警察の管轄区域内にあるときは、当該調査の結果を臨適検討対象者通報書により当該都道府県警察に対し通報するものとする。

2 臨時適性検査及び基準該当等診断書提出命令に係る事務処理

運転免許試験課長は、臨時適性検査又は基準該当等診断書提出命令を行うときは、次に定めるところにより処理するものとする。

(1) 専門医との連携

臨時適性検査の期日の決定及び通知に当たっては、専門医と臨時適性検査に係る手続について十分な打合せを行うとともに、密接な連絡を図る。

(2) 臨時適性検査の依頼

専門医に対する臨時適性検査の依頼は、適性検査依頼書(様式第46号)により行う。

(3) 運転免許管理課長への通報

ア 一定の病気等に係る通報

臨時適性検査対象者が一定の病気等に該当すると認める場合において、当該一定の病気等に該当することを理由とする行政処分(免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等(自動車及び一般原動機付自転車をいう。)の運転の禁止の処分をい

う。)を行う必要があると認められるときは、その旨を速やかに運転免許管理課長に通報する。

イ 臨時適性検査の通知等に係る通報

(ア) 臨時適性検査の通知又は基準該当等診断書提出命令(以下これらを「臨時適性検査の通知等」という。)を行う場合において、暫定停止を行う必要があると認められるときは、その旨を速やかに運転免許管理課長に通報する。

(イ) 免許試験(仮免許の免許試験を除く。)に合格した者に対し、臨時適性検査の通知等を行う場合において、当該臨時適性検査の通知等を理由とする免許の保留を行う必要があると認められるときは、その旨を速やかに運転免許管理課長に通報する。

(ウ) 臨時適性検査の通知等を受けた者(免許(仮免許を除く。))を受けた者に限る。)がやむを得ない理由なく当該臨時適性検査の通知等に係る臨時適性検査を受けないと認める場合又は基準該当等診断書提出命令に違反したと認める場合において、免許の効力の停止を行う必要があると認められるときは、その旨を速やかに運転免許管理課長に通報する。

ウ 再度の臨時適性検査の通知等に係る通報

(ア) イの(イ)の規定による通報に基づく手続により免許の保留をされた者が、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けないと認める場合又は基準該当等診断書提出命令に違反したと認める場合は、当該者に対し、当該保留の期間内に再度臨時適性検査の通知等を行う。

(イ) イの(ウ)の規定による通報に基づく手続により免許の効力の停止をされた者に対しては、当該停止の期間内に再度臨時適性検査の通知等を行う。

(ウ) (ア)又は(イ)の規定により再度の臨時適性検査の通知等を受けた者が、やむを得ない理由なく当該再度の臨時適性検査の通知等に係る臨時適性検査を受けないと認める場合又は基準該当等診断書提出命令に違反したと認める場合において、免許の拒否又は取消しを行う必要があると認められるときは、その旨を速やかに運転免許管理課長に通報する。

(4) 臨時適性検査の通知等に係る事案の処理の経過の管理

運転免許試験課長は、臨時適性検査の通知等に係る事案の処理の経過を、別に定めるところにより管理する。

3 適性検査受検等命令に係る事務処理

運転免許試験課長は、適性検査受検命令又は診断書提出命令(以下これらを「適性検査受

検等命令」という。)を行うときは、次に定めるところにより処理するものとする。

(1) 適性検査受検等命令を行う場合の判断基準

適性検査受検等命令については、所定の主治医の診断書の作成及び提出が期待でき、かつ、当該診断書によって判断できると認められる場合は診断書提出命令を、それ以外の場合(主治医がいない場合、所定の主治医の診断書の作成及び提出が期待できない場合等)は適性検査受検命令を行う。

(2) 適性検査の依頼

適性検査受検命令に係る専門医に対する適性検査の依頼は、2の(2)の規定を準用する。

(3) 運転免許管理課長への通報

ア 一定の病気等に係る通報

一定の病気等に係る通報については、2の(3)のアの規定を準用する。

イ 適性検査受検等命令に係る通報

適性検査受検等命令を受けた者が当該命令に違反したと認める場合において、免許の保留又は効力の停止を行う必要があると認められるときは、その旨を速やかに運転免許管理課長に通報する。

ウ 再度の適性検査受検等命令に係る通報

(ア) イの通報に基づく手続により免許の保留又は効力の停止をされた者に対しては、再度適性検査受検等命令を行う。

(イ) (ア)の規定により再度の適性検査受検等命令を受けた者が、やむを得ない理由なく当該命令に違反したと認める場合において、免許の拒否又は取消しを行う必要があると認められるときは、その旨を速やかに運転免許管理課長に通報する。

(4) 適性検査受検等命令に係る事案の処理の経過の管理

運転免許試験課長は、適性検査受検等命令に係る事案の処理の経過を、別に定めるところにより管理する。

第18 福岡県公安委員会の公印の保管

1 保管責任者

福岡県公安委員会の公印の保管責任者は、次表の左欄に掲げる福岡県公安委員会の公印の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところとする。この場合において、保管責任者は、特に必要と認めるときは、保管補助者を指定し、福岡県公安委員会の公印の保管について補助させることができるものとする。

免許証及び仮免許証に使用するもの	運転免許試験課にあつては試験場長、警察署にあつては副署長の
国外運転免許証に使用するもの	渡辺通優良運転者免許更新センターにあつては福岡自動車運転免許試験場長、北九州自動車運転免許試験場にあつては北九州自動車運転免許試験場長
一部合格証明書に使用するもの	試験場長

2 保管要領

福岡県公安委員会の公印の保管は、保管責任者又は保管補助者が所定の保管庫に収納の上、施錠するものとする。

第19 関係書類の保存

各所属に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、別表第4に掲げる所属の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとする。